



日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{37}{365}$$

十三 初期利子

平成十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を、支払う。

十五 償還期限

平成二十一年三月二十日額面金額百円につき百円

十六 元金支額

十七 払込期日

平成十六年四月二十六日